

土壌汚染対策法施行規則改正



The Knights

環境省は、土壌汚染対策法施行規則の改正内容を2007年2月19日付けで公布し、同日施行されました。

改正内容は、これまで「汚染土壌を掘削し、汚染土壌以外の土壌により埋めること」と規定されていた汚染土壌の掘削除去方法について、掘削除去後に地下構造物を設置するケースなどでは、汚染土壌以外の土壌で埋め戻しを行う必要がないとするものです。

また、この改正に伴って、掘削除去後に地下水汚染を確認するための観測井を設置する位置を、「土壌の埋め戻しを行った場合には、埋め戻しを行った土地または埋め戻された場所にある地下水の下流側の周縁」、「土壌の埋め戻しを行わなかった場合には、掘削を行った土地または掘削された場所にある地下水の下流側の周縁」とする規定も整備されました。

先の2007年2月16日に、環境省は本改正案に対する意見募集結果を公表しており、公表内容によると、たとえば、「建築される構造物との関係で、観測井を設置する位置・観測深度が不明」、「埋め戻しを行わない場合、掘削除去措置が完了したことの確認方法が不明確」、といった内容があり、これらの意見に対してはそれぞれ、「観測井は、省令案に規定された範囲内で、土壌汚染による地下水汚染の有無を適切に観測しうる場所に設置することが必要。観測深度は、汚染土壌があった範囲や地下水の深度を勘案して、適切な深度に設置することが必要」、「土壌の埋め戻しを行う場合と同様、地下水汚染が発生していない状態が2年間継続することの確認が必要」という見解が示されています。

土壌汚染対策法(土対法)は2002年5月に制定されましたが、大気(1968)や水質(1970)といった媒体に対する法の整備と比べて、土対法が遅れた主な理由のひとつには、土地が一般に私有財産であることがあげられます。また、土壌中の汚染が見えにくく土壌汚染状況調査がなされて初めて汚染が顕在化することが多いことなどから、近年になって工場跡地の再開発・売却時といった機会を捉えた土壌調査が急増したことで土壌汚染が顕在化しています。

当社ではVOC、有害金属、農薬類、油など土壌汚染調査およびコンサルティングには多数の実績があります。土壌分析や地下水分析に関しまして、ぜひ一度ご相談ください。

資料 2005年8月4日付 EIC ネット
2007年2月16日付 EIC ネット
2007年2月19日付 EIC ネット

機器分析箇所 有賀久枝